

遊漁船業務登録表

氏名又は名称	向後嗣一
登録番号	千葉県第5010006号
登録の有効期間	令和5年9月30日から 令和10年9月29日まで
営業所の所在地	旭市横根106-2
遊漁船の名称	第1幸丸、第2幸丸、第25幸丸、 第31幸丸、第38幸丸、第51幸丸
遊漁船業務主任者の氏名	向後嗣一、向後恵一、向後直樹、向 後真太郎、大坂昇、実川和也、渡辺 一司、宮内望
損害賠償措置の保険期間	令和5年12月13日から 令和6年12月12日まで